国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書

国民健康保険は、昭和33年(1958年)の国民健康保険法の施行によって、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

しかし、国民皆保険達成から半世紀を超え、少子高齢化の進展、非正規雇用の増加など加入者の変化や、すぐに医療を受けられる環境、高度医療による医療費の高額化など、医療を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、国庫負担率は、老人保健制度の導入に伴い、昭和59年(1984年)に引き下げられた。その後、国民健康保険の財政基盤強化に向けてのさまざまな取り組みが行われてきたが、全国で国保会計の安定的な運営が困難となり、国保税(料)の値上げが相次いだ。その結果、2009年に引き続き2010年も全国の国保加入世帯の20.6%が保険税(料)を滞納する事態に陥っており、保険税(料)負担の限界に近い状況となっている。

このような状況に鑑み、国においては、国民健康保険を社会保障として存続させ、被保険者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担率の引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年1月29日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣